

# 令和4年度 大垣市体育連盟 選手強化育成補助事業要項

## 1. 目的

少年期における競技力向上のために、各競技種目それぞれの組織で活動する選手の中から、レベルの高い者を集め、お互いに刺激し合える良い活動環境をつくとともに優れた指導のなかで、将来活躍できる優秀な選手の発掘と育成を図る。

## 2. 実施回数・活動内容

月に3回以上の定期練習会を実施することが望ましい。  
また、必要に応じて強化合宿・遠征試合を実施してもよい。

## 3. 対象選手

各団体の技術向上意欲のある小学生、中学生、(高校生)を対象にする。  
(選考会の実施、所属団体の推薦など選手の選定は各競技団体の基準による)

## 4. 補助額等

1団体 15万円とし、補助金の同額以上を参加者負担金として徴収するもの。

## 5. 報酬及び費用弁償

指導者への報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

### (1) 報酬の目安

- ①通常活動：1時間1千円程度。(1回あたり5千円を上限)
- ②強化合宿等で宿泊を伴い、その指導に1日を要する場合：1日あたり5千円程度。
- ③遠征等で遠方へ随行する場合：1日あたり5千円程度。

### (2) 費用弁償の目安

- ①通常の活動及び近隣の地域で行われる合宿・大会等においては、報酬に含まれるものとする。
- ②遠征等で遠方へ随行する場合は、参加者にて負担する。

## 6. その他

- (1) 県を代表する選手育成を行うとともに、全国的スポーツ大会で入賞できるような選手育成を目指せる指導体制を整えること。(会場・指導者の確保を含む)
- (2) 参加者負担の原則を遵守すること。
  - ①活動に係る経費の1/2以上を、参加者から徴収すること。(指導者を除く)
  - ②大会への参加費及び各個人に係る、備品・消耗品については各個人が負担すること。(団体が所有する備品の貸与は良い)
- (3) 公益財団法人大垣市体育連盟に対して
  - ①年度当初に提出する書類……事業計画書、収支予算書、選手名簿、指導者名簿、補助金等交付申請書、補助金請求書等
  - ②体育連盟の必要に応じ、運営に対する視察・助言・指導・監査等を受けること。
  - ③年度終了後2週間以内に完了報告書(事業報告書・収支計算書・活動結果報告書・領収証のコピー(補助金額の2倍分))を提出し、必要に応じ補助金の精算返金を行うこと。※事業計画書・報告書、収支予算書・計算書等提出書類については、体育連盟の様式に基づき、漏れなく記載すること。
- (4) 指導に対しては、日本スポーツ協会等の認定する指導者(コーチ)の確保に努めること。
- (5) 大垣市体育連盟や大垣市スポーツ少年団が主催する研修会・講習会に協会から年1回・2人以上は参加すること。